

○神奈川県警察足こん跡取扱規程

(平成 12 年 11 月 22 日 神奈川県警察本部訓令第 23 号)

最終改正 平成 22 年 3 月 3 日 神奈川県警察本部訓令第 3 号

この訓令は、足跡取扱規則及び足跡取扱細則に定めるもののほか、神奈川県警察における足痕跡の取扱基準を定め、足痕跡を組織的に収集し、管理して、その効率的な運用を図り、幅広く犯罪捜査に活用することを目的とする。

主な内容は、

- 遺留足痕跡の採取及び送付
- 遺留足痕跡の対照及び保管
- 足痕跡手配
- 被疑者足痕跡照会
- 警察庁等への照会
- 鑑定及び検査
- 資料の廃棄
- 取扱経過の記録

等である。